

送出機関及び技能実習生等が作成する書類

- 技能実習に関するMOCを作成した国においては、下記の書類のリストはMOCによる運用を開始した時点で変更される。
- 参考様式とは、日本の担当省庁が提供する申請書類のモデルのことを言う。

(1) 監理団体の許可申請において、申請者は外国の公的機関が作成した下記の書類を提出しなければならない。

- (a) 外国の送出機関の推薦状 (参考2-12)
- (b) 外国において送出機関の事業所が登記・登録等されていることを証する公的な書類
- (c) 送出国の技能実習制度関係法令に従って技能実習に関する事業を適法に行う能力を有することを証する書類

(2) 監理団体の許可申請において、申請者は送出機関が作成した下記の書類を提出しなければならない。

- (a) 外国の送出機関の概要書 (参考2-9)
- (b) 送出国の技能実習制度関係法令及びその日本語訳
- (c) 外国の送出機関が徴収する費用明細書 (参考2-10)
- (d) 監理団体の許可に関する送出機関の誓約書 (参考2-11)

(3) 技能実習計画の認定申請において、申請者は外国の公的機関が作成した下記の書類を提出しなければならない。

- (a) 技能実習生の推薦状 (参考1-23)

(4) 技能実習計画の認定申請において、申請者は送出機関が作成した下記の書類を提出しなければならない。

- (a) 技能実習計画に関する取次送出機関の誓約書 (参考1-10)
 - (b) 技能実習生と送出機関の間に締結された技能実習に係る契約の契約書
 - (c) 技能実習の準備に関し本国で支払った費用の明細書 (参考1-21)
- (※ 実習生の署名も必要)

(5) 技能実習計画認定申請において、申請者は技能実習生になろうとする者が作成した下記の書類を提出しなければならない。

- (a) 技能実習生の履歴書 (参考1-3)
- (b) 技能実習生の申告書 (参考1-20)
- (c) 技能実習の期間中の待遇について説明を受け、かつ、これを十分に理解したことを明らかにする書類 (参考1-19) (※ 実習生に説明を行った者の署名も必要)

(6) 技能実習計画の認定申請において、申請者は外国の準備機関(技能実習生になろうとする者の外国における準備に関与する機関(当該技能実習生の送出を行う送出機関を除く。))が作成した下記の書類を提出しなければならない。

- (a) 外国の準備機関の概要書及び誓約書 (参考1-13)